

千曲市告示第 102 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 30 日

千曲市長 小川 修一

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画公園 6・4・1号 千曲運動公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 新たに都市計画公園を定める区域
千曲市大字磯部字下河原、字見附、字酉新田及び字欠下の各一部
- 3 縦覧場所
千曲市役所建設部都市計画課